

電気通信大学電気工作物保安規程

昭和63年 4月 1日

改正

平成元年 6月 5日	平成22年 4月20日
平成 2年 6月 8日	平成22年 7月21日
平成 5年10月27日	平成23年 4月26日
平成 6年 6月24日	平成23年 7月20日
平成 7年 4月 1日	平成24年 2月21日
平成 8年 5月11日	平成24年 5月22日
平成10年 3月 1日	平成25年 3月22日
平成11年 4月 1日	平成26年 2月26日
平成12年 4月 1日	平成26年 7月30日
平成13年 4月 1日	平成28年 3月23日
平成16年 4月 1日	平成28年 3月31日
平成17年 4月 1日	平成29年 1月26日
平成18年 4月 1日	平成30年 3月30日
平成19年 4月 1日	平成31年 3月28日
平成21年 4月 1日	令和 2年 9月14日

(目的)

第1条 電気通信大学（以下「本学」という。）における電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づき、この規程を定めるものとする。

(他の法令との関係)

第2条 本学の電気工作物に係る保安に関しては、消防法（昭和23年法律第186号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及びその他の法令又はこれに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学が次の各地区に設置している電気工作物について適用する。

- (1) 調布キャンパス（東京都調布市調布ヶ丘1-5-1）
- (2) 学生寮（五思寮）（東京都調布市富士見町2-11-33）
- (3) 多摩川運動場（東京都調布市多摩川7-38-1）
- (4) 菅平宇宙電波観測所（長野県上田市菅平高原1223）

(保安業務組織)

第4条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する責任の所在並びに電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務（以下「保安業務」という。）を執行するための組織構成は、次に定めるところによる。

- (1) 保安業務の運営を総括管理するため、保安業務管理者（以下「管理者」という。）

を置き、学長をもって充てる。

- (2) 法及びこの規程に基づく保安監督の職務を適確に遂行するため電気主任技術者（以下「主任技術者」という。）を置き本学職員をもって充てる。ただし、本学職員をもって充てるのが困難な場合には、次に掲げる者に主任技術者を委託することができるものとし、第3条の各地区に異なる主任技術者が配置されている場合には、第5条から第13条に定める主任技術者の業務については、各地区の主任技術者が行うものとする。

ア 電気事業法施行規則（平成7年10月18日通商産業省令第77号）第52条第2項の要件に該当する者

イ 主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（平成25年1月28日付け経済産業省内規）に基づき、本学から電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督に係る業務の委託を受けている者又はその役員若しくは従業員であつて、選任する地区に常時勤務する者

- (3) 主任技術者の職務を監理するため、監理者を置き、総務部施設課長をもって充てる。
(4) 主任技術者又は本条第2号により業務を委託された者は病気その他やむを得ない事由により職務の遂行ができないときにその職務を代行する者（以下「代務者」という。）をあらかじめ指名しておくものとする。
(5) 保安に関する連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）を置き、総務部施設課電気設備係長をもって充てる。
(6) 保安業務を円滑に遂行するための指揮命令系統及び連絡系統は、別図第1のとおりとする。
(7) 保安業務に関する事務は、総務部施設課が行う。

（設置者の業務）

第5条 電気工作物に係る保安上重要な事項を決定又は実施しようとするときは、主任技術者の意見を求めるものとする。

- 2 所管官庁が法令に基づいて行う検査には、主任技術者を立ち合わせるものとする。

（主任技術者の義務）

第6条 主任技術者は、監理者を補佐し、保安業務を遂行しなければならない。

- 2 主任技術者は、法令及びこの規程を遵守し、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督の職務を誠実に行わなければならない。
3 調布キャンパスの主任技術者は、大学会館地下中央監視室を執務室とし、常に駐在しなければならない。
4 調布キャンパスの主任技術者は、学生寮（五思寮）の主任技術者を兼任するものとする。

（職員の義務）

第7条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、主任技術者がその保安のため行う指示に従わなければならない。

（保安教育及び訓練）

第8条 主任技術者は、電気工作物の工事、維持及び運用に従事する職員に対し、必要な技能に関する教育を行うとともに、災害その他電気事故が発生した場合の措置等につい

て、必要に応じ指導し、訓練を行うものとする。

(工事の計画及び実施)

第9条 主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するため、主要な補修工事又は改良工事について計画し、実施しようとする場合は、あらかじめ監理者の承認を求めなければならない。

2 電気工作物の工事の実施に当たっては、当該工事の内容に応じ、作業責任者を選任し、主任技術者のもとに、これを施工するものとする。

3 電気工作物の工事を他の者に請負わせる場合は、常に責任の所在を明確にし、完成した場合には、主任技術者がこれを検査し、保安上支障ないことを確認して引き取るものとする。ただし、調布キャンパスの特別高圧受変電設備については、工事完了後受入試験を実施し、合格した設備を引き取るものとする。

4 電気工作物の工事の実施に当たっては、保安を確保するため作業手順書を作成し、主任技術者の承諾を得てから実施するものとする。

(巡視、点検及び測定)

第10条 主任技術者は、別表第1から別表第4までに定める基準に従い、保安業務のための巡視、点検及び測定（以下「巡視等」という。）を行うものとする。ただし、第4条第2号ただし書きによる地区の主任技術者は、電気工作物の工事期間中の巡視等の実施については、本学と協議するものとする。

2 主任技術者は、巡視等を行うに当たっては、あらかじめ実施計画書を作成し、監理者の承認を得てこれを実施するものとする。

3 巡視等の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときは、監理者と協議の上、速やかに措置するものとする。

(事故時の対応及びの発生防止)

第11条 主任技術者は、電気工作物に事故・故障が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「事故時」という。）においては、電気工作物に関する安全を確保するための必要な措置について、指導監督を行うとともに、監理者及び関係先に連絡又は報告し、適切な指導、助言を求めるものとする。

2 主任技術者は、事故時において送電停止又は電気工作物の切離しなどの措置をとる場合は、監理者及び関係先に連絡又は報告するなど当該措置が本学の業務に与える影響が少なくなるよう適切な対応をとるものとする。ただし、緊急の場合は、その限りではない。

3 主任技術者は、事故・故障が発生した場合には、状況に応じて臨時点検を行うとともに監理者及び関係先に連絡又は報告し、適切な指導、助言を求め、再発防止の措置をとるものとする。

4 電気関係報告規則（昭和40年6月15日通商産業省令第54号）に基づく事故報告を行なう必要がある場合は、監理者及び関係先に連絡又は報告し、適切な指導、助言を求めるものとする。

(運転又は操作)

第12条 主任技術者は、電気工作物を安全確実に運転又は操作するため、次に掲げる事項について定めておかななければならない。

- (1) 平常時及び事故発生時における運転又は操作順序及び運転方法並びに指揮命令系統及び連絡系統
 - (2) 軽微な事故の修理、使用停止又は使用制限等の応急措置並びに報告又は連絡方法
 - (3) 受電用遮断器、開閉器等の運転又は操作にあたって電気事業者と行う連絡事項
- 2 緊急時に連絡すべき事項、連絡先及び連絡方法については、別に定める。

(防災体制)

第13条 主任技術者は、災害その他非常の場合においては、電気工作物に関する安全を確保するための必要な措置について、指導監督を行うとともに、危険と認められるときは、直ちに当該範囲の送電を停止することができる。

- 2 管理者は、災害発生に備えて電気工作物の保安を確保するため、適切な措置をとることができる体制を整備しておくものとする。
- 3 災害発生時における電気工作物に関する保安確保のための指揮監督は、主任技術者が行うものとする。

(危険の表示)

第14条 受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等での危険のおそれがあるところには、注意を喚起する表示を設けるものとする。

(測定器具類の整備保管)

第15条 電気工作物の保安上必要とする測定器具類は、常に整備し、適正に保管するものとする。

(記録等の保存)

第16条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録は、別紙様式に定めるところにより記録し、これを3年間保存するものとする。

- 2 電気工作物に関する設計図、仕様書、取扱説明書等は、必要な期間整備保存するものとする。
- 3 関係官庁、電気事業者等に提出した電気工作物に関する図書類は、その写しを必要な期間保存するものとする。

(責任分界)

第17条 電気事業者の設置する電気工作物との保安上の責任分界点は、電力需給契約書に基づく責任分界点とし、別図第2のとおりとする。

(雑則)

第18条 この規程を実施するための必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成元年6月5日から施行し、平成元年5月29日から適用する。

附 則

この規則は、平成2年6月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年10月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成6年6月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年5月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月26日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年7月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年2月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年7月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

別表第1(第10条関係) 調布キャンパス

巡視、点検、測定及び手入れの基準

対象	項目	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測定		
		No.	周期	点検箇所のねらい	No.	周期	点検箇所のねらい	No.	周期	点検箇所のねらい	No.	周期	測定項目
受電設備	ガス絶縁開閉装置	1	1日	ガス圧力を読み取る	1	1年	操作機構部分の異常の有無を確認後注油	1	6年	操作機構を分解し異常の有無を確認後注油	1	1年	主回路絶縁抵抗測定
	GIS(装置構成機器)	2	1日	配管の傷、変形	2	1年	補助開閉器の接点の異常の有無	2	6年	圧カスイッチの開閉動作確認	2	6年	開閉極時間の測定
	遮断器(GCB)	3	1日	操作箱、機構の異常	3	1年	遮断器、断路器、接地装置の開閉動作確認	3	6年	遮断器、断路器、接地装置の開閉極時間を測定し納入時と比較する	3	6年	主回路の接触抵抗測定
	断路器	4	1日	容器、架台の傷、変形	4	随時	コンタクト点検(開閉回数基準により随時に行う)	4	6年	主回路の接触抵抗を測定し納入時と比較する	4	6年	SFガス分析
	断路器	5	1日	取付ボルト類の緩み	5	1年	シーケンス試験	5	6年	一般構造点検	5	6年	SFガス中水分量測定
	接地装置	6	1日	外部異音点検	6	1年	接地線接続部	6	6年	GCB消弧室の分解点検	6	1年	接地抵抗の測定
	避雷器	7	1日					7	6年	ガス機密点検	7	2年	漏電流測定(当初は1年)
受電用変圧器(OF式変圧器)		1	1ヶ月	本体の外部点検、漏油、汚損、振動、音響、温度	1	1年	各部の損傷、腐食、発錆、緩み、汚損、油量				1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1年		2	1年	接地線接続部				2	1年	接地抵抗測定
		3	1年							3	1年	絶縁油酸化測定	
		4	1年							4	1年	絶縁油耐圧試験	
配電盤および付属計器継電器類		1	1ヶ月	計器の異常、表示灯の異常	1	1年	裏面配線の塵埃、汚損、損傷、過熱、緩み、断線	1	1年	各部の損傷、過熱、緩み、断線、接触	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1ヶ月	操作切替開閉器等の異常、端子類、継電器類の異常、その他必要事項	2	1年	接地線接続部点検	2	2年	端子配線符号	2	1年	接地抵抗測定
		4	1年							4	1年	保護継電器の動作特性 シーケンス試験	
蓄電池		1	1日	電圧計の指示値確認	1	1年	端子の緩み、損傷、清掃				1	6ヶ月	各電池の電圧測定
		2	1日	電槽及び盤内の異常	2	1年	充電装置動作状況						
配電	断路器	1	1ヶ月	受と刃の接触、過熱、変色、緩み	1	1年	受と刃の接触、過熱、ゆるみ、荒れ具合				1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1ヶ月	汚損、異物付着	2	1年	フレ止め装置の機能						
遮断器(VCB)(OCB)		1	1ヶ月	外観点検、汚損、漏油、亀裂、過熱、発錆、損傷	1	1年	各部の損傷、腐食、発錆、過熱、油量、変形、緩み	1	3年	遮断速度測定	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1ヶ月	指示、点灯	2	1年	操作具合機構点検			開極投入時間	2	1年	接地抵抗測定
		3	1ヶ月	その他必要事項	3	1年	付属装置の状態			最小動作電圧及び電流	3	2年	絶縁油耐圧試験
					4	1年	油の汚れ、必要によりその特性調査				4	不定期	必要により動作特性
					5	1年	接地線接続部点検						

対象	項目	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測定		
		No.	周期	点検箇所の ねらい	No.	周期	点検箇所の ねらい	No.	周期	点検箇所の ねらい	No.	周期	測定項目
配 電 設 備 (1)	母線				1	1年	母線の高さ、弛み、他物との離隔距離、腐食、損傷、過熱				1	1年	絶縁抵抗測定
					2	1年	接続部分、クランプ類の腐食、損傷、過熱、緩み						
					3	1年	がいし類、支持物の腐食、損傷、変形、緩み						
	受電用変圧器	1	1ヶ月	本体の外部点検、漏油、汚損、振動、音響、温度	1	1年	各部の損傷、腐食、発錆、緩み、汚損、油量	1	5～10年	内部について点検(コイル、接続部リード線、鉄心その他各部)	1	1年	絶縁抵抗測定
					2	1年	接地線接続部点検				2	1年	接地抵抗測定
											3	2年	絶縁油耐圧試験
	計器用変成器	1	1ヶ月	外部の損傷、腐食、発錆、変形、汚損、温度、音響、ヒューズの異常、その他必要事項	1	1年	各部の損傷、腐食、接触、発錆、緩み、変形				1	1年	絶縁抵抗測定
					2	1年	亀裂、汚損、ヒューズの異常				2	1年	接地抵抗測定
					2	1年	接地線接続部点検						
	避雷器	1	1ヶ月	外部の損傷、亀裂、緩み、汚損	1	1年	外部の損傷、亀裂、緩み、汚損、コンパウンドの異常				1	1年	絶縁抵抗測定
				2	1年	接地線接続部点検				2	1年	接地抵抗測定	
配電盤	1	1ヶ月	計器の異常、表示灯の異常	1	1年	裏面配線の塵埃、汚損、損傷	1	2年	各部の損傷、過熱、緩み、断線、接触	1	1年	絶縁抵抗測定	
	2	1ヶ月	操作、切換開閉器などの異常	2	1年	断線	2	2年	断線、脱落	2	1年	接地抵抗測定	
			その他必要事項	2	1年	接地線接続部点検	2	2年	端子配線符号	3	1年	保護継電器の動作特性	
電力用コンデンサー	1	1ヶ月	本体外部点検、漏油、汚損、音響、振動	1	1年	各部の損傷、腐食				4	2年	計器校正、シーケンス試験	
蓄電池	1	1ヶ月	液面、沈殿物、色相、極板彎曲、隔離板、端子、緩み、損傷	1	1年	木台、がいしの腐食、損傷、耐酸塗料のはくり	1	3年	充電装置の内部点検	1	1ヶ月	比重測定	
				2	1年	床面の腐食損傷	2	3年	必要により対象を定めて行う	2	1ヶ月	液温測定	
			表示電池の電圧、比重、温度測定	3	1年	充電装置の動作状況				3	1ヶ月	各電池の電圧測定差	
配電設備(2)	断路器遮断器開閉器類	1	1ヶ月	受電設備用と同じ	1	6ヶ月	停止しないで損傷、変形、腐食、油量、発錆、緩み、過熱			受電設備用と同じ			受電設備用と同じ
					2	6ヶ月	その他必要事項						
						受電設備用と同じ							

対象	項目	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測定		
		No.	周期	点検箇所のねらい	No.	周期	点検箇所のねらい	No.	周期	点検箇所のねらい	No.	周期	測定項目
配電設備(2) (屋外電線路を含む)	配電用変圧器									受電設備用と同じ			受電設備用と同じ
	電線及び支持物	1	1ヶ月	電線の高さ及び他の工作物、樹木との距離	1	1年	電柱、碗木、がいし、支線、支柱、保護網などの損傷、腐食				1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1ヶ月	標識、保護柵の状況	2	1年	電線取付状態等						
	ケーブル	1	1ヶ月	ヘッド、接続箱、分岐箱など接続部の過熱、損傷、腐食、及びコンパウンド油漏れ、布設部の無断堀削、標識他物との離隔距離	1	1年	ケーブル腐食、亀裂、損傷				1	1年	絶縁抵抗測定
負荷設備	電動機 その他回転機	1	1日	運転手が音響、回転、過熱、異臭、吸油状況などについて注意する	1	3ヶ月	音響、振動、音	1	3年	温度上昇等により内部分解			
		2	1ヶ月	整流子、刷子、集電環点検	2	1年	各部の汚損、緩み、損傷、伝達装置の異常など			点検、コイル、軸受、通風			
					3	1年	外部点検を行う	2	3年	温度上昇その			
					4	1年	制御装置点検			他事項を考慮し回転子引出掃除			
	実験装置			研究実験者が異音、異臭、過熱、損傷などに注意する			研究、実験の責任教官が自主的に点検する					必要に応じて	必要測定事項
	照明設備	1	1日	異音、汚損、不点、日常使用者が温度等に注意する	1	1年	照明効果、汚損、損傷、音響、温度、コンパウンド漏れ				1	1年	絶縁抵抗測定
	配線	1	1ヶ月	開閉器の点検、湿気、塵埃等に注意	1	1年	開閉器、器具の接続				1	1年	絶縁抵抗測定

別表第2(第10条関係) 学生寮(五思寮)

巡視、点検、測定及び手入基準

対象	項目	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測定		
		No.	周期	点検箇所のねらい	No.	周期	点検箇所のねらい	No.	周期	点検箇所のねらい	No.	周期	測定項目
受 電 設 備	断路器	1	1ヶ月	受と刃の接触、過熱、変色、緩み	1	1年	受と刃の接触、過熱、ゆるみ、荒れ具合				1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1ヶ月	汚損、異物付着	2	1年	フレ止め装置の機能						
	遮断器 (VCB) (OCB)	1	1ヶ月	外観点検、汚損、漏油、亀裂、過熱、発錆、損傷	1	1年	各部の損傷、腐食、発錆、過熱、油量、変形、緩み	1	3年	遮断速度測定 開極投入時間 最小動作電圧 及び電流	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1ヶ月	指示、点灯	2	1年	操作具合機構				2	1年	接地抵抗測定
		3	1ヶ月	その他必要事項	3	1年	付属装置の状態				3	2年	絶縁油耐圧試験
					4	1年	油の汚れ、必要によりその特性調査				4	不定期	必要により動作特性
					5	1年	接地線接続部点検						
	母線				1	1年	母線の高さ、弛み、他物との離隔距離、腐食、損傷、過熱				1	1年	絶縁抵抗測定
					2	1年	接続部分、クランプ類の腐食、損傷、過熱、緩み						
					3	1年	がいし類、支持物の腐食、損傷、変形、緩み						
	受電用 変圧器	1	1ヶ月	本体の外部点検、漏油、汚損、振動、音響、温度	1	1年	各部の損傷、腐食、発錆、緩み、汚損、油量	1	5~10年	内部について点検(コイル、接続部リード線、鉄心その他各部)	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1年		2	1年	接地線接続部点検				2	1年	接地抵抗測定
計器用 変成器	1	1ヶ月	外部の損傷、腐食、発錆、変形、汚損、温度、音響、ヒューズの異常、その他必要事項	1	1年	各部の損傷、腐食、接触、発錆、緩み、変形、亀裂、汚損、ヒューズの異常				1	1年	絶縁抵抗測定	
	2	1年		2	1年	接地線接続部点検				2	1年	接地抵抗測定	
避雷器	1	1ヶ月	外部の損傷、亀裂、緩み、汚損	1	1年	外部の損傷、亀裂、緩み、汚損、コンパウンドの異常				1	1年	絶縁抵抗測定	
	2	1年		2	1年	接地線接続部点検				2	1年	接地抵抗測定	
配電盤	1	1ヶ月	計器の異常、表示灯の異常	1	1年	裏面配線の塵埃、汚損、損傷	1	2年	各部の損傷、過熱、緩み、断線、接触脱落	1	1年	絶縁抵抗測定	
	2	1ヶ月	操作、切換開閉器などの異常			断線				2	1年	接地抵抗測定	
			その他必要事項	2	1年	接地線接続部点検	2	2年	端子配線符号	3	1年	保護継電器の動作特性	
										4	2年	計器較正、シーケンス試験	

対象	項目	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測定		
		No.	周期	点検箇所のねらい	No.	周期	点検箇所のねらい	No.	周期	点検箇所のねらい	No.	周期	測定項目
非常用予備発電装置	照明設備	1	1日	異音、汚損、不点	1	1年	照明効果、汚損、損傷、音響、温度、コンパウンド漏れ				1	1年	絶縁抵抗測定
	配線	1	1ヶ月	開閉器の点検、湿気、塵埃等に注意	1	1年	開閉器、器具の接続				1	1年	絶縁抵抗測定 地絡保護装置の動作試験
	原動機関係	1	1ヶ月	燃料系統からの漏油及び貯油	1	1年	機関主要部分の分解点検	1	3年	内焼機関の分解点検			
	発電機関係			電動機その他回転機と同じ			電動機その他回転機と同じ			電動機その他回転機と同じ	1	1年	絶縁抵抗測定
										2	1年	接地抵抗測定	
										3	1年	継電器試験	

点検、測定及び試験の基準

1-1 月次点検及び年次点検

電気工作物		点検種類	月次点検	年次点検	
				A	B
受電設備 (第二受電設備以後を含む)	区分開閉器、引込線等 [架空電線、支持物、ケーブル]	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
		継電器との連動試験		○	○
		保護継電器動作特性試験		○	○
	断 路 器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	遮 断 器	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
	開 閉 器	動作試験		○	○
		内部点検			○
	電 力 ヒ ュ ー ズ	絶縁油の点検・試験			○
		外観点検	○	○	○
	計 器 用 変 成 器	絶縁診断測定		○	○
		外観点検		○	○
	変 圧 器	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
		漏えい電流測定	○	○	○
		内部点検			○
	絶縁油の点検・試験				○
		電力用コンデンサ及びリアクトル	外観点検	○	○
避 雷 器	絶縁診断測定		○	○	
	外観点検	○	○	○	
母 線	絶縁診断測定		○	○	
	外観点検	○	○	○	
そ の 他 高 圧 機 器	絶縁診断測定		○	○	
	外観点検	○	○	○	
配 電 盤 制 御 回 路	絶縁診断測定		○	○	
	保護継電器動作特性試験		○	○	
	継電器と遮断器等との連動試験		○	○	
	計器校正試験			○	
	電圧、負荷電流測定	○	○	○	
受電設備の建物・室、キュービクルの金属箱	外観点検	○	○	○	
	外観点検	○	○	○	
接 地 装 置	接地抵抗測定		○	○	
	外観点検	○	○	○	
配電設備	配 電 線 路 [架空電線、支持物、ケーブル]	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
	断 路 器、遮断器、開閉器、変圧器、計器用変成器、電力用コンデンサ そ の 他 高 圧 機 器	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
		内部点検			○
		絶縁油の点検・試験			○
接 地 装 置	継電器との連動試験		○	○	
	外観点検	○	○	○	
		絶縁診断測定		○	○

電気工作物		点検種類	月次点検	年次点検	
				A	B
非常用予備発電装置	原動機、 付属装置	外観点検	○	○	○
		始動試験	○	○	○
		機関保護継電器動作試験		○	○
	発電機、 励磁装置、 接地装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		接地抵抗測定		○	○
	遮断器、 開閉器、 配電盤、 制御装置等	外観点検	○	○	○
		継電器との連動試験		○	○
		保護継電器動作特性試験		○	○
		制御装置試験		○	○
	その他は受電設備に準ずる				
蓄電池装置	本体	外観点検	○	○	○
		液量点検	○	○	○
		電圧・比重測定		○	○
		液温測定		○	○
	充電装置、 付属装置、 接地装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
負荷設備	配線、配線器具、 その他の機器、 接地装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		接地抵抗測定		○	○
		絶縁監視		常時	

- (注) 1. ○印は、該当する各点検項目を示し、設備のあるが場合に適用します。
2. 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいいます。
3. 年次点検は1年1回以上行います。ただし、年次点検Aにおいては、信頼性が高く、かつ、点検項目と同等の点検または、過去の実績を確認した場合は、一部省略することがあります。
4. 変圧器二次側以降の低圧電路の絶縁抵抗測定及び漏えい電流測定は、絶縁監視装置の監視により当該の点検にかえることがあります。
5. 絶縁油の点検・試験は、PCB油混入のおそれがある場合、一部を省略することがあります。

1-2 臨時点検

- (1) 次に掲げる電気工作物については、その都度異常状況の点検、絶縁診断測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行います。
ア 高圧器材が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は、受電設備の全電気工作物
イ 受電用遮断器(電力ヒューズを含みます。)が遮断動作をした場合は、遮断動作の原因となった電気工作物
ウ その他の電気器材に異常が発生した場合は、その他電気工作物
(2) 高圧受配電設備に事故発生のおそれがある場合は、その都度点検、測定及び試験を行います。

2 点検、測定及び試験の周期

点検の種類		周期
月次点検		隔月1回
年次点検	A	毎年1回
	B	3年1回
臨時点検		必要の都度

- (注) (1) 年次点検A及びBには、月次点検が含まれます。
(2) 年次点検Bには、年次点検Aが含まれています。

1-3 一部又は全部を実施しない点検、測定及び試験 (多摩川運動場)

- 1 漏電火災警報器、昇降設備等の取扱いに法令による特定の資格を要するもの又はオートメーション化された工作機械等取扱いに特殊の専門技術を要するものについては、主開閉器から各機器の電源側電路までの絶縁抵抗測定(実施可能なものに限る。)以外の点検、測定及び試験
- 2 移動して使用する電気機器及びこれに付属する電線については、常時電路に接続して使用されるもの及び点検時現場に置かれてあるもの以外のものの点検、測定及び試験
- 3 密閉防爆機器等の構造上点検ができない機器内部の点検
- 4 有毒ガス発生箇所、酸欠箇所等の点検に著しい危険を伴う箇所に設置されているものの転換、測定及び試験

点検、測定及び試験の基準

1-1 月次点検及び年次点検

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				I	II	
引込設備	引込線	外観点検	○	○	○	必要の都度
	区分開閉器	絶縁抵抗測定			○※1	
	電線、支持物、ケーブル	放電雑音チェック		○		
受電設備	遮断器 高圧負荷開閉器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		継電器の動作試験		○※1	○※1	
		継電器との結合動作試験			○※1	
		トリップ回路の導通試験		○※1		
		絶縁油酸価度試験			○※2	
		絶縁油破壊電圧試験			○※2	
		内部点検			○※2	
		放電雑音チェック		○		
温度チェック	○	○	○			
二次変電設備	母線、計器用変成器、 断路器、電力用ヒューズ、 避雷器、電力用コンデンサ リアクトル、その他機器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
変電設備	変圧器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		絶縁油透明度チェック			○※3	
		絶縁油酸価度試験			○※3	
		絶縁油破壊電圧試験			○※3	
		内部点検			○※3	
		放電雑音チェック		○		
温度チェック	○	○	○			
受・配電盤	受・配電盤	外観点検	○	○	○	必要の都度
		電圧・電流測定	○	○	○	
		絶縁抵抗測定			○※1	
		継電器の動作試験			○※1	
		継電器との結合動作試験			○※1	
		放電雑音チェック		○		
温度チェック	○	○	○			
接地工事 (接地線、保護管)	接地工事 (接地線、保護管)	外観点検	○	○	○	必要の都度
		接地抵抗測定		○※4	○※4	
構造物・配電設備	受電室建物 キュービクル式受・配 電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○	○	必要の都度
蓄電池設備	蓄電池設備	外観点検	○	○	○	必要の都度
		比重測定	1回/年	○	○	
		液温度測定	1回/年	○	○	
		電圧測定	1回/年	○	○	

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				I	II	
電気使用場所の設備	電動機、電熱器	外観点検	○	○	○	必要の都度
	電気溶接機	電圧・電流測定	○※8	○※8	○※8	
	その他の電気機器類	絶縁抵抗測定			○※1、6	
	照明装置	接地抵抗測定		○※4	○※4	
	配線及び配線器具	温度チェック	○	○	○	
	接地装置	漏洩電流測定	○※5	○※5		
	配電線路の電線等及び支持物	絶縁監視	○※7	○※7	○※7	
	小出力発電設備					
非常用予備発電装置	ガスタービン及び付属装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
	内燃機関及び付属装置	起動試験	○	○	○	
発電機及び励磁装置	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
	接地装置	絶縁抵抗測定		○※1	○※1	
		接地抵抗測定		○※4	○※4	
遮断器・開閉器 その他の電気機器類	受電設備と同じ				受電設備と同じ	

- (注) (1) 月次点検は、設備毎に外観点検を行うものとします。
「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行います。
ア 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
イ 電線と他物との離隔距離の適否
ウ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
エ 接地線等の保安装置の取付け状態
- (2) ※5と付した測定は、高圧受変電設備の変圧器のB種接地線で漏えい電流を測定します。
ただし、絶縁監視装置を設置した場合は行わないものとします。
- (3) ※8と付した測定は、高圧受変電設備にて測定した値が不適合の場合又は、負荷設備に不適合がある場合に行うものとします。
- (4) 年次点検Ⅰは無停電で行う点検で、年次点検Ⅱは停電をして行う点検をいいます。
なお、年次点検Ⅰを実施する場合は3年に1回は年次点検Ⅱを行うものとします。
年次点検Ⅰは、信頼性が高い設備で、年次点検Ⅱと同等と認められる次の各項目が1年に1回以上行われている場合に実施します。
ア 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条に規程された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されている。
イ 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第19条に規定された値以下である。
ウ 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動試験の結果が正常である。
エ 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数(回転数)が正常である。
オ 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常である。
- (5) ※1と付した測定及び試験は停電範囲その他の理由によって行わないことがあります。
- (6) ※2と付した点検及び試験は製造後(新油に取替えの場合も同様)10年経過時に、10年を超えたものは5年経過毎にそれぞれ行うものとします。
ただし、年次点検Ⅰの点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回の実施年より上記の経過年数毎に行うものとします。
※2を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検(油量、変色、汚損、異臭等)により異常が認められた時に実施する。
採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とします。

- (7) ※3と付した点検及び試験は製造後(新油に取替えの場合も同様)10年経過時に、10年を超えたものは3年経過毎にそれぞれ行うものとします。
ただし、年次点検Ⅰの点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとします。
※3を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検(油量、変色、汚損、異臭等)により異常が認められた時に実施する。
採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とします。
- (8) ※4を付した測定は過去の実績によってその一部又は全部を行わないことがあります。
- (9) ※6を付した測定は絶縁監視装置により代えることがあります。
- (10) ※7を付した絶縁監視は絶縁監視装置による常時の監視をいいます。
この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を月次点検、年次点検実施時、誤差試験を1年1回行うものとします。

1-2 点検業務の細目及び基準

1 点検業務の内容

- (1) 次のいずれかに該当する電気工作物の点検、測定及び試験については、甲は甲の負担において電気工事業者又は電気機器製造業者等に依頼して行なうものとします。この場合において、甲の申し出がある場合又は点検の際に乙が必要と認めた場合には、電気工作物の保安について、乙は指導、助言を又は協議を行うものとします。
- ア. 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物(例えば、次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する自家用電気工作物)
- (ア) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第3項の規程に基づき一級建築設備士等の検査を要する建築設備
 - (イ) 消防法(昭和23年法律第186号)第17条の3の3の規程に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
 - (ウ) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第45条第2項の規程に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
 - (エ) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器(医療用機器、オートメーション化された工作機器等)
 - (オ) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器(密閉型防爆構造機器等)
- イ. 設置場所の特殊性のため、保安業務担当者が点検を行うことが困難な自家用電気工作物(例えば次の(ア)から(カ)までのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物)
- (ア) 立入に危険を伴う場所(酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等)
 - (イ) 情報管理のため立入が制限される場所(機密文書保管室、研究室、金庫室、電算機室等)
 - (ウ) 衛生管理のため立入が制限される場所(手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等)
 - (エ) 機密管理のため立入が制限される場所(独居房等)
 - (オ) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所(密閉場所等)
 - (カ) 器具工具等を使用し、物を移動しなければ点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等
- ウ. 事業場外で使用されている可搬型機器(移動して使用する機器)である自家用電気工作物
- エ. 可搬型機器及びこれに付属する電線のうち、点検時に事業場に設置されていないもの
- オ. 発電設備のうち電気設備以外である自家陽電気工作物
- (2) 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、甲が確認を行うものとします。

2 電気工作物以外の不安全な施設に関する措置等

- (1) 点検業務を実施するための通路又は足場等の設備環境が悪く、作業者の安全が確保されないと認められた施設(以下「不安全施設」といいます。)がある場合は、甲乙協議のうえ速やかに改修するものとします。

1-3 工事期間中に関する巡視、点検、測定及び試験の基準（菅平宇宙電波観測所）

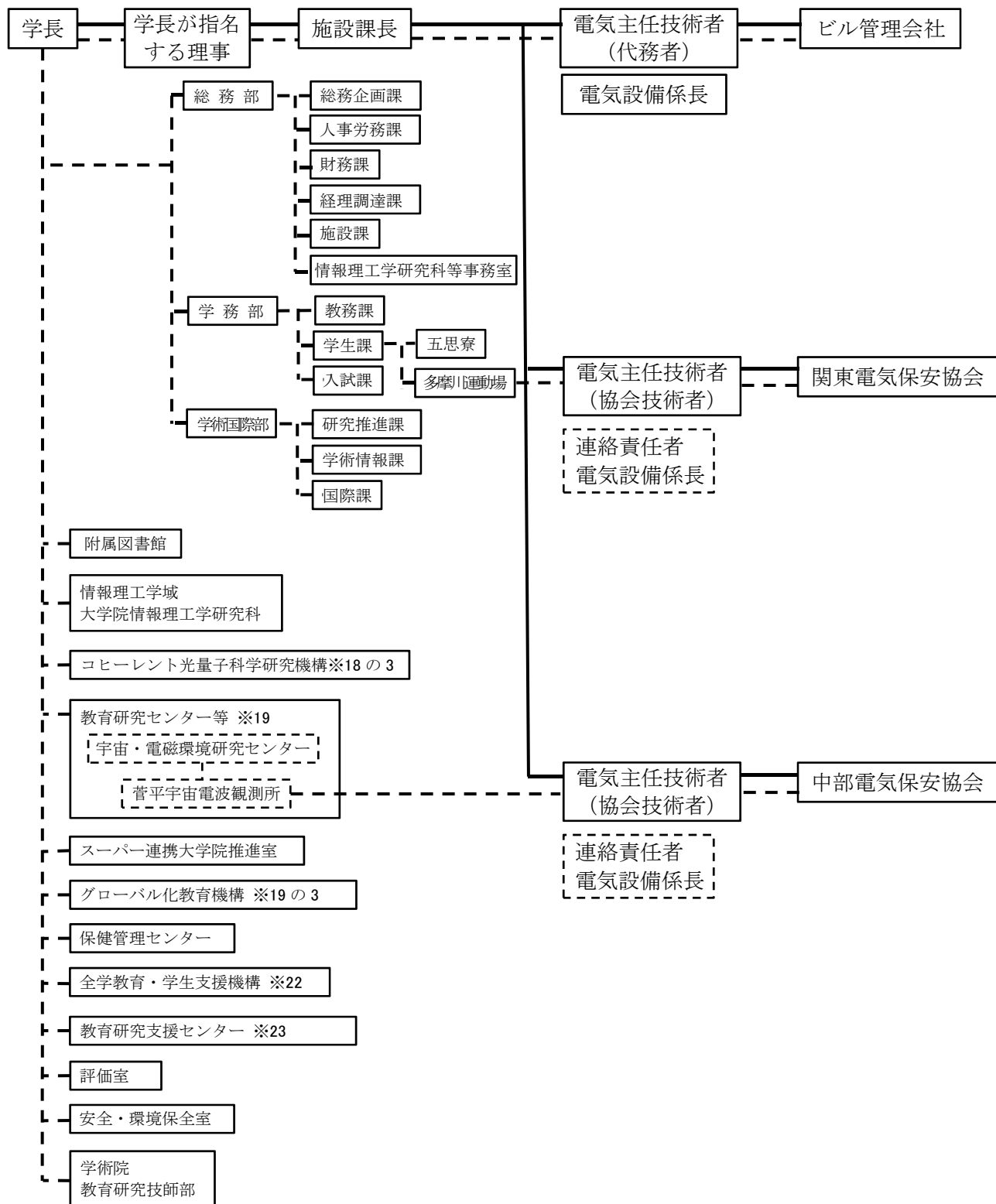
電気工作物		点検、測定及び試験の項目	工事期間中の点検
引込設備	引込線、区分開閉器、 電線、ケーブル、支持物	外観点検	○
受電設備 (二次変電設備)	遮断器 高圧負荷開閉器	外観点検	○
	母線、計器用変成器 電力ヒューズ、断路器、避雷器 電力用コンデンサ リアクトル、その他機器	外観点検	○
	変圧器	外観点検	○
	受・配電盤	外観点検	○
	接地工事(接地線・保護管等)	外観点検	○
	構造物・配電設備 〔受電室建物 キュービクル式受配電 設備の金属製外箱等〕	外観点検	○
	蓄電池設備	外観点検	○
負荷設備	電動機、電熱器、電気溶接機 その他の電気機器類 照明装置、配線及び配線器具 接地装置 小出力発電設備	外観点検	○
非常用 予備発電装置	ガスタービン及び付属装置	外観点検	○
	配電線路の配線等及び支持物 発電機及び励磁装置、接地装置	外観点検	○
	遮断器・開閉器、 その他の電気機器類	外観点検	○

注1 ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備ある場合に適用する。点検項目は以下のとおりとする。

- (1) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- (2) 電線と他物との離隔距離の適否
- (3) 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- (4) 接地線等の保安装置の取付け状態

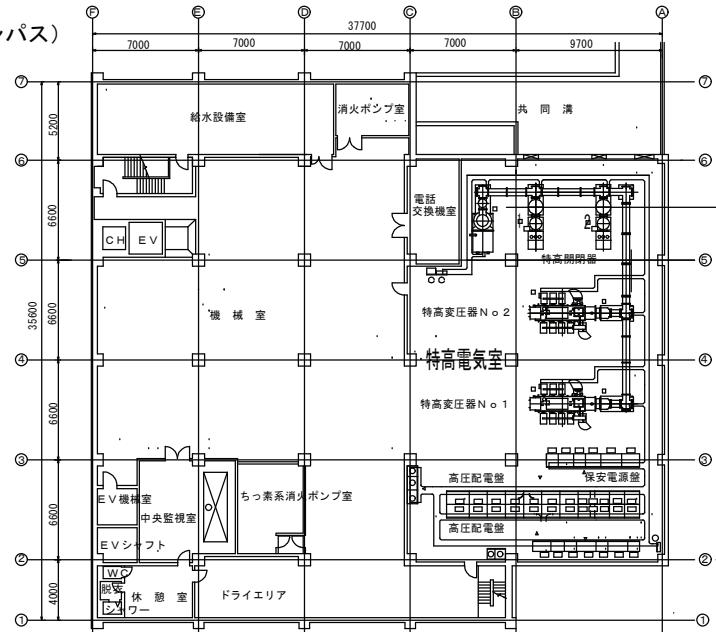
2 工事期間中における点検頻度は、電気事業法施工規則第53条第2項第2号に基づいて実施する。

別図第1 (第4条関係)



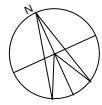
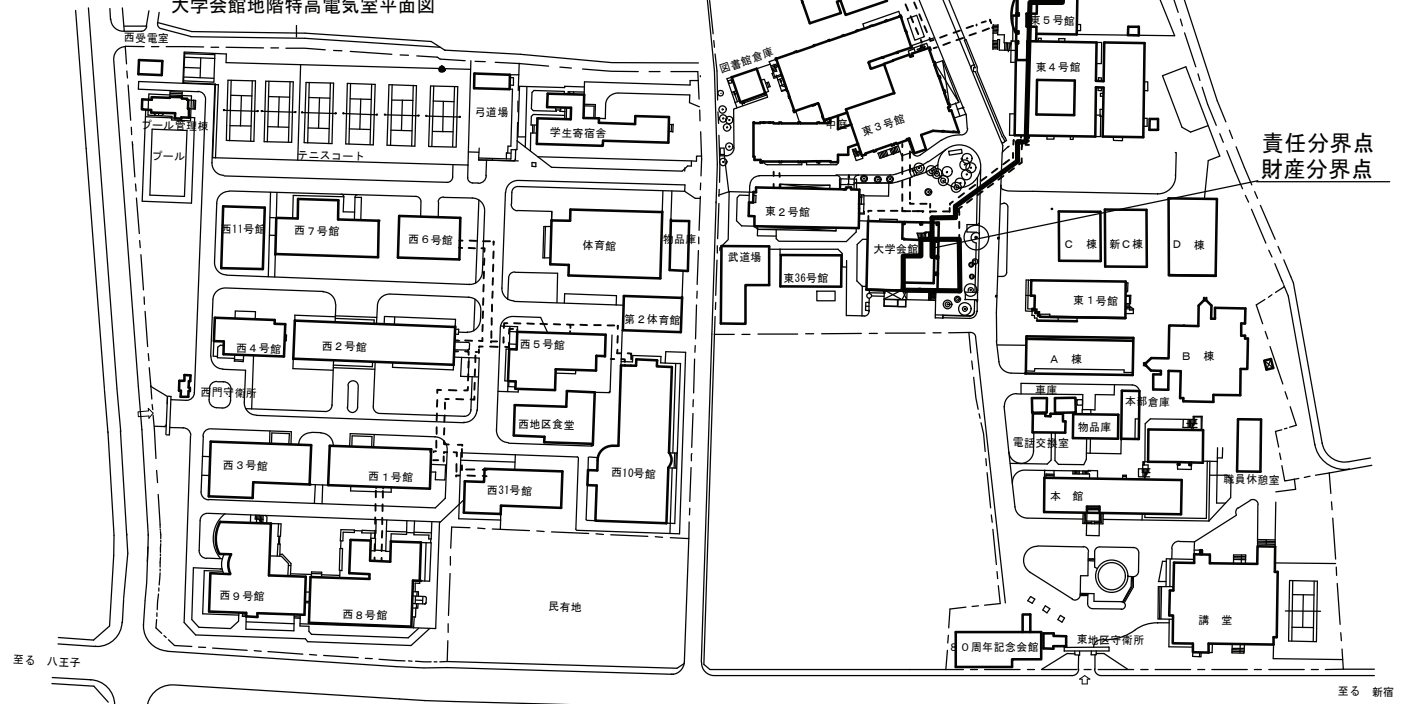
(注) ——— は、指揮命令系統
 - - - は、関連連絡系統
 ※No は、電気通信大学組織規則による条文番号とする。

別図第2-1 (調布キャンパス)



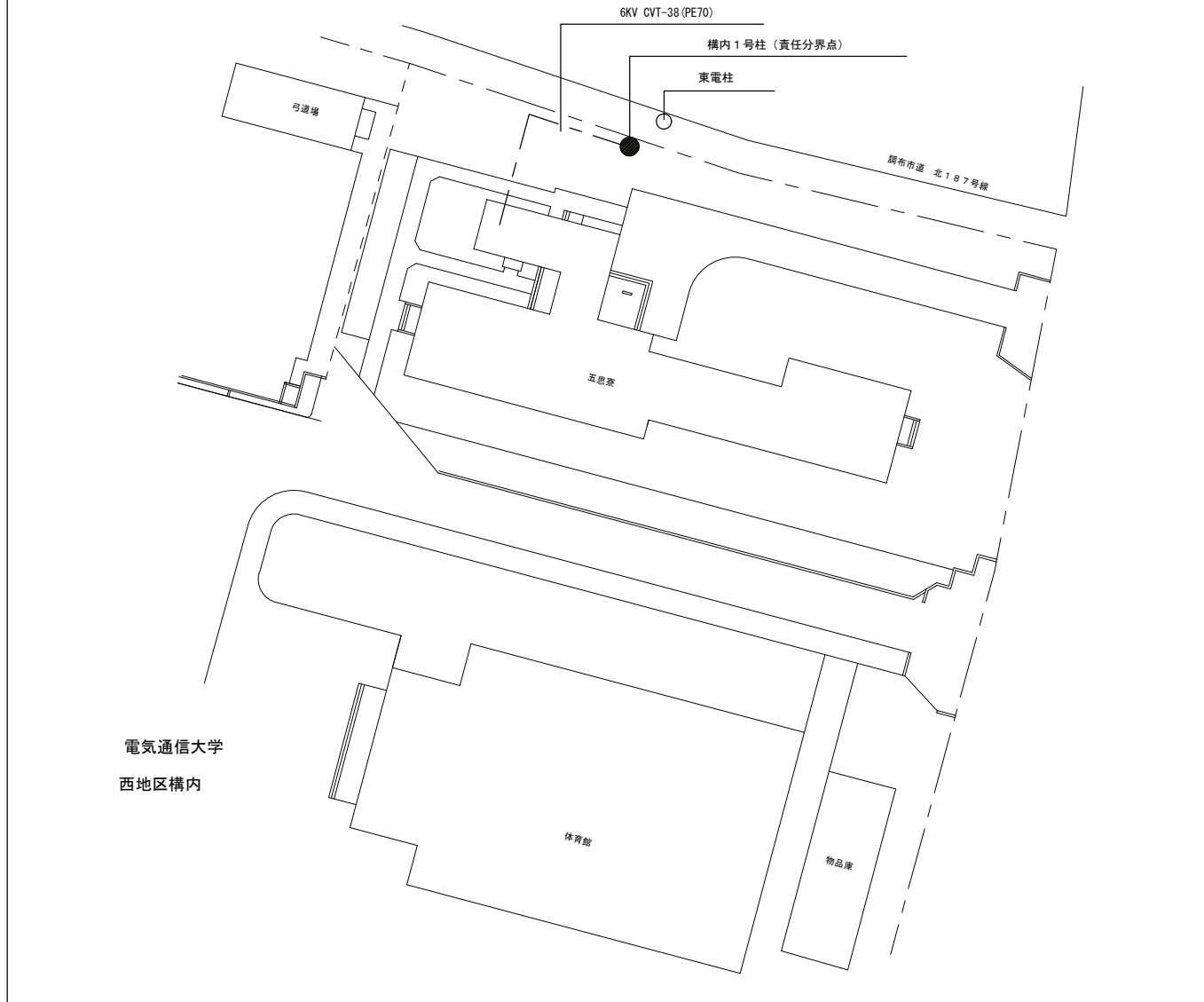
責任分界点
財産分界点

大学会館地階特高電気室平面図



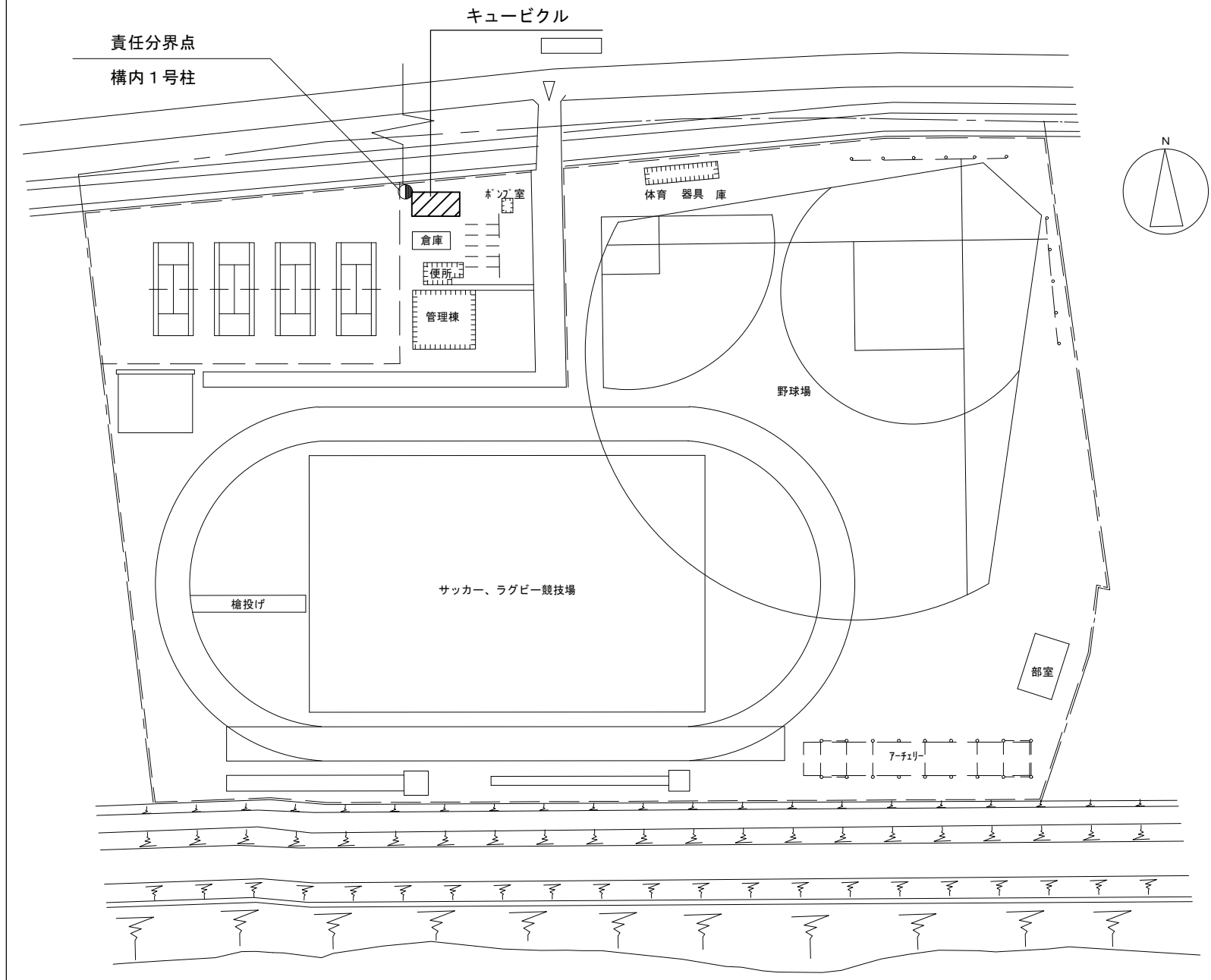
電気通信大学調布キャンパス配置図

別図第2-2 (学生寮 (五思寮))



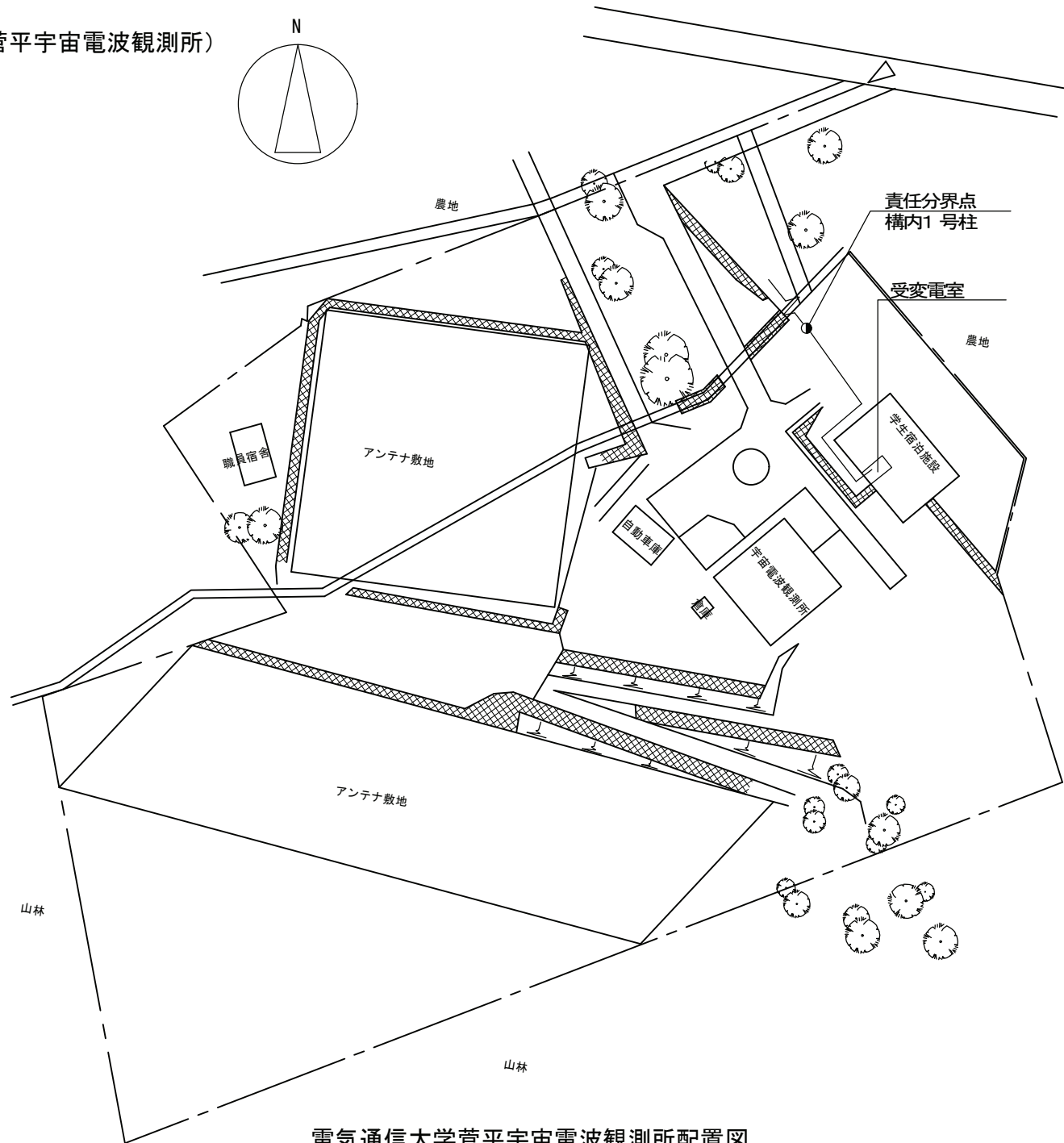
電気通信大学五思寮配置図

別図第2-3 (多摩川運動場)



電気通信大学多摩川運動場配置図

別図第2-4 (菅平宇宙電波観測所)



電気通信大学菅平宇宙電波観測所配置図